

志摩市高効率省エネ機器導入費補助金

交付申請の手引き

令和6年5月

志摩市 環境・ごみ対策課

1 対象となる設備

(1) 高効率空調機器

(2) 高効率照明機器

主な条件

【共通事項】

○原則として、志摩市の交付決定日以後に事業に着手したものが対象となります

・一般的には契約日が事業着手日となります

○令和7年2月末日までに実績報告書を提出する必要があります

○中古品は対象となりません

【高効率空調機器】

○既設の空調機器と入れ替えることにより当該空調機器に対して30%以上二酸化炭素の排出抑制効果が得られるものが対象となります

【高効率照明機器】

○調光制御機能等を有するLED照明が対象となります

・スケジュール制御、明るさセンサによる一定照度制御、在/不在調光制御のいずれかの機能を有するLEDのことを指します。

2 対象者

①自ら所有し居住または居住を予定している住宅（市内にあるものに限る）に「省エネ機器」を設置する個人

②事業所として所有または所有を予定している建物（市内にあるものに限る）に「省エネ機器」を設置する個人事業主又は法人

主な条件

○過去に同一の補助対象機器の補助を受けている方は対象となりません

○市税等の滞納がある方は対象となりません

3 補助金の額

省エネ機器区分	補助対象者区分	補助金額
高効率空調機器	個人	補助対象経費の2分の1(千円未満切捨て) (上限150,000円)
	個人事業主又は法人 (小規模施設)	補助対象経費の2分の1(千円未満切捨て) (上限250,000円)
	個人事業主又は法人 (大規模施設)	補助対象経費の2分の1(千円未満切捨て) (上限5,000,000円)
高効率照明機器	個人事業主又は法人	補助対象経費の2分の1(千円未満切捨て) (上限1,500,000円)

- ※小規模施設・・・建築物の床面積の合計が1,000㎡以下の施設
- ※大規模施設・・・建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設

4 申請について

志摩市高効率省エネ機器導入費補助金交付申請書を提出してください

配布場所

- ・ホームページからダウンロード
- ・志摩市役所 市民生活部 環境・ごみ対策課
- ・志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局（イオン阿児店2階）

提出先

〒517-0501

志摩市阿児町鶴方3215 イオン阿児店2階

志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局

TEL：0120-105-295（志摩市総合フリーダイヤル）

※郵送又は持参 持参の場合は午前9時から午後8時まで

提出期限

令和6年12月27日（金）

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します

添付資料

- 機器の設置に係る見積書の写し
- 導入機器（空調機器にあつては既設機器及び導入機器）の形状、規格等がわかる書類
 - ・導入機器にあつては、製品カタログ（コピー可）等、機器の仕様が分かる資料
 - ・既設機器（空調機器のみ）については、設置してあることが分かる写真、メーカー名および型番等が分かる資料（エアコン本体の下部もしくは側面にある型番の書かれたシールの写真で可）
- 申請者の確認書類
 - ア 個人・・・住民票の写し
 - イ 個人事業主・・・住民票の写し及び事業所の所在地を証する書類
 - ウ 法人・・・法人登記事項証明書
- 市税に滞納がないことの証明書
- 空調機器の場合はCO2排出抑制効果算出資料
 - ・既設の空調機器に対して30%以上の二酸化炭素の排出抑制効果を確認するものです
以下の資料を提出してください
 - ①家庭用…省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」（環境省）で比較したもの
<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>
 - ②事業所用…「空調効果算出資料（例）」を参考にしてください

- 事業計画書
- 誓約書
- 委任状

・行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください

5 実績報告について

志摩市高効率省エネ機器導入費補助金実績報告書を提出してください

提出先

〒517-0501

志摩市阿児町鶴方3215 イオン阿児店2階

志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局

TEL：0120-105-295（志摩市総合フリーダイヤル）

※郵送又は持参 持参の場合は午前9時から午後8時まで

提出期限

令和7年2月末日

（注）一般的には、対象機器の設置後代金等の支払いが完了した日が事業完了日となります

添付資料

- 支払いを証する書類（領収書）の写し
 - ・明細が分かる書類も添付してください
- 機器の配置図
 - ・建物の平面図等（手書きでも可）
- 設置したことが分かる写真（施工前、施工中、施工後）
 - ※空調機器にあつては入れ替えて設置したことが分かる写真
- 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください

6 補助金の支払いについて

- 事業完了後の精算払いとします
- 実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください

7 財産処分について

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください
- 法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に志摩市へ相談してください

8 その他

- 当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類等は補助対象年度の属する翌年度以降5年間保存してください。ただし、法定耐用年数が5年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください。
- 提出された書類は返還しません
- 国及び市の監査関係者等が実地検査に入ることがあります

9 問い合わせ先

〒517-0501

志摩市阿児町鶴方3215 イオン阿児店2階

志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局

TEL：0120-105-295（志摩市総合フリーダイヤル）

毎日、午前8時30分から午後8時まで（12月29日から1月3日を除く）

※窓口は午前9時から午後8時まで